

68. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (同等スプリンクラ装置)

1. はじめに

2009年10月30日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編中、同等スプリンクラ装置に関する事項について、その内容を解説する。なお本改正においては、外国籍船舶用規則については2010年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。ただし、2008年5月9日以前に試験され、2009年7月1日までに承認された装置にあっては、2015年7月1日まで搭載することができることとしている。また、日本籍船舶については、2009年10月30日より適用している。

2. 改正の背景

火災安全設備コード (FSS コード) 第8章に自動スプリンクラ装置に対する要件が規定されている。また、当該要件を満足する装置と同等な装置に対する承認指針が、1995年に決議 A.800 (19) として採択されている。本会の規則においては、鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2.において、同等と認めるスプリンクラは決議 A.800 (19) に従ったものとする旨規定していた。

しかしながら、決議 A.800 (19) に規定される試験手順においては、FSS コードに規定される装置より厳しい性能が要求されるものとなっていること及び新たな技術に対応していないことから、IMO 防火小委員会において承認指針の

見直しが検討されることとなった。その結果、IMO 第84回海上安全委員会 (MSC84) において、決議 A.800 (19) の改正が承認され、決議 MSC.265 (84) として採択された。

このため、外国籍船舶用規則については、同等と認めるスプリンクラ装置は、決議 MSC.265 (84) で改正された決議 A.800 (19) に従い承認されるものとするよう関連規定を改めた。

また、日本籍船舶用規則については、国土交通省において、当該装置に関する基準を船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] に規定しており、改正等により本会の要件と国土交通省の規定する要件に差が生ずる可能性があったことから、同等と認める自動スプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] に従い承認されるよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 外国籍船舶用鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2 において、本会が適当と認める同等な自動スプリンクラ装置については、決議 MSC.265 (84) で改正された決議 A.800 (19) に従ったものとするよう改めた。
- (2) 日本籍船舶用鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2 において、本会が適当と認める同等な自動スプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] の基準に適合する装置とするよう改めた。

69. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (固定式消火装置の承認指針)

1. はじめに

2009年10月30日付一部改正により改正されている鋼船規則 R 編及び同検査要領中、高膨脹泡消火装置に関する事項について、その内容を解説する。なお本改正は2010年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。ただし、2008年5月9日以前に試験され、2009年7月1日までに承認された装置にあっては、2015年7月1日まで搭載することができることとしている。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-2 章及び火災安全設備コード (FSS コード) において、種々の固定式消火装置の要件について規定されており、これらの固定式消火装置の性能基準及び試験

手順等を規定した承認指針がいくつか回章されている。本会の規則においては、鋼船規則 R 編において固定式消火装置の要件を規定しており、該当する承認指針に従った装置とする旨規定している。

当該承認指針においては、保護する区域が共通する消火装置について、性能試験及び承認基準等の整合性を取るべく、IMO 防火小委員会において、これら承認指針の総合的な見直しが行われた。その結果、IMO 第84回海上安全委員会 (MSC84) において、各種固定式消火装置に対する承認指針の改正が承認され、MSC.1/Circ.1267, MSC.1/Circ.1269, MSC.1/Circ.1270 及び MSC.1/Circ.1272 として回章されている。

このため、本会が適当と認める固定式消火装置について、対応する Circular で改正された承認指針に従ったものとするよう改めた。